

令和8年7月13日
記者発表資料

令和8年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（随時監査）の結果について

監査委員による令和8年財務監査（定期監査）及び行政監査は、令和8年1月から同年9月までの間、実施しています。この度、中間結果として、出先機関350か所のうち令和8年4月までに実施した93か所の監査結果を取りまとめたところ、26か所で36件の指摘事項が認められました。また、令和8年4月に、財務監査（随時監査）を実施し、本庁機関1か所で1件の指摘事項が認められました。これらの結果について、本日、議会及び知事等に提出しました。

1 令和8年財務監査（定期監査）等の中間結果について

(1) 監査結果の概要

実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内訳			
			不適切事項 ^{注記1}		要改善事項 ^{注記2}	
	箇所数 ^{注記3}	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
93	26	36	26	36	0	0

（参考） 令和7年の中間結果

87	25	38	25	37	1	1
----	----	----	----	----	---	---

注記1 不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」などに該当するものです。

注記2 要改善事項とは、「経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの」「事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの」に該当するものです。

注記3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しません。

(2) 不適切事項の例

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

○契約額が過大であったもの

- 令和6年度交通安全施設等整備工事県単（その1）の変更設計額の積算に当たり、道路照明灯の建て替えに伴い製作した多目的照明柱の費用について、共通仮設費及び現場管理費は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（112,442,000円）が2,728,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（101,197,800円）が2,455,200円過大であった。

（県土整備局 藤沢土木事務所）

(イ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

○一部の業務費用を予定価格及び契約金額に反映していなかったもの

- ・ 給食調理業務委託（契約総額157,410,000円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）について、給食調理作業等に係る業務と給食材料等の調達に係る業務を一体とする内容の契約であるにもかかわらず、給食材料等の調達に係る業務の費用を予定価格及び契約金額に反映しないまま、入札及び契約を行っていた。

（福祉子どもみらい局 子ども自立生活支援センター）

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

○法律等に定める手続を行っていなかったもの

- ・ 旧善行庁舎に保管していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器22台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。

（教育委員会 総合教育センター）

令和8年財務監査（定期監査）等の中間結果の詳細については、別添1のとおりです。

なお、10月に、今回の中間結果の報告分を含めた令和8年財務監査（定期監査）等の結果について、改めてお知らせする予定です。

2 財務監査（随時監査）の結果について

(1) 監査結果の概要

県が業務を委託している公益財団法人神奈川県下水道公社（以下「公社」という。）が委託料を原資に取得した固定資産について、県へ譲渡されないまま、県が公社へ貸し付けていることから、関係する県土整備局河川水道部下水道課に対し、臨時財務監査を実施し、要改善事項が1件認められました。

(2) 要改善事項

ア 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

○委託料を原資に購入した固定資産に係る事務処理が合理性を欠いていたもの

- ・ 流域下水道整備事務所（以下「整備事務所」という。）では、県が設置した県内4か所の下水処理場等の維持管理を公社へ委託しているが、公社が当該委託料を原資に購入した試験実験機器類等の固定資産20点について、公社が所有権を有している状態のまま、整備事務所が無償貸与を行うなど、事務処理が合理性を欠く事態となっていた。

財務監査（随時監査）の結果の詳細については、別添2のとおりです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 高橋 電話 045-285-5053

副課長 新井 電話 045-285-5054

神奈川県監査委員報告第11号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和8年7月13日

神奈川県議会議長	杉	本	透	様
神奈川県知事	黒	岩	祐	様
神奈川県教育委員会教育長	花	田	忠	様
神奈川県公安委員会委員長	外	郎	藤右衛門	様

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵
同	中	家	華	江
同	長	田	進	治
同	近	藤	大	輔

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象**1 財務監査（定期監査）**

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

出先機関350か所（令和8年4月1日に地方独立行政法人への移行により、県機関ではなくなった1か所を含む。）のうち、令和8年4月24日までに監査の結果を取りまとめた93か所

（他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定）

第5 監査実施期間

令和8年1月13日から同年4月24日まで

(職員調査は、令和7年12月1日から令和8年3月19日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査（定期監査）

令和7年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。

なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が36件認められ、いずれも不適切事項であった。これを局等別に示すと次表のとおりである。

局 等	実施箇所数	不適切事項が認められた箇所	
		箇所数	件 数
政 策 局	か所 2	か所 0	件 0
総 務 局	4	0	0
くらし安全防災局	3	0	0
文化スポーツ観光局	1	1	1
環 境 農 政 局	6	2	2
福祉子どもみらい局	5	2	5
健 康 医 療 局	1 1	5	8
産 業 労 働 局	1 0	1	1
県 土 整 備 局	6	4	5
企 業 庁	5	3	3
教 育 委 員 会	2 5	7	1 0
公 安 委 員 会	1 5	1	1
計	9 3	2 6	3 6

(注) 指摘事項は、「不適切事項」と「要改善事項」に区分される。

- 1 「不適切事項」は、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるもの
 - (1) 法令等に違反すると認められる事案
 - (2) 予算目的に反していると認められる事案
 - (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
 - (4) 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- 2 「要改善事項」は、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるもの
 - (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
 - (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項36件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数	構 成 率
	件	%
財 務 監 査	3 5	97.2
予 算 執 行	0	0.0
収 入	1	2.8
支 出	1 0	27.8
会 計 事 務 処 理	0	0.0
契 約	1 4	38.9
課 税 徴 収	0	0.0
工 事	6	16.7
補 助 金	0	0.0
現 金 ・ 有 価 証 券	0	0.0
財 産	1	2.8
庶 務	2	5.6
そ の 他	1	2.8
行 政 監 査	1	2.8
事 務 事 業	1	2.8
組 織 ・ 執 行 体 制	0	0.0
そ の 他	0	0.0
計	3 6	100.0

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100%にはならない。

(2) 特記すべき事案

不適切事項36件のうち、特記すべきものが次のとおり14件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 工事

- 令和6年度交通安全施設等整備工事県単（その1）の変更設計額の積算に当たり、道路照明灯の建て替えに伴い製作した多目的照明柱の費用について、共通仮設費及び現場管理費は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（112,442,000円）が2,728,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（101,197,800円）が2,455,200円過大であった。

（県土整備局 藤沢土木事務所 P11）

- 企大第20号大和市西鶴間2丁目10番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、道路の舗装工事に伴い一時的に撤去した基準点復元測量等の費用について、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に係る率計算は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（96,195,000円）が671,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（87,457,700円）が610,500円過大であった。

（企業庁 大和水道営業所 P12）

(4) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 工事

- 令和6年度災害復旧工事公共災害復旧工事県単河川改修工事県単合併ほか1件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計134,970,000円）が165,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計133,053,800円）が161,700円過小であった。

（県土整備局 県西土木事務所小田原土木センター P11）

- 企相第1号相模原市中央区淵野辺4丁目4番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）公共の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（100,595,000円）が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（92,062,300円）が130,900円過小であった。

（企業庁 相模原水道営業所 P12）

- 企津第22号相模原市緑区千木良1240番地付近配水管改良工事（概数設計）
ほか2件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計100,309,000円）が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計92,237,200円）が132,000円過小であった。

（企業庁 津久井水道営業所 P12）

- (ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

該当なし

- (エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

該当なし

- (オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 給食調理業務委託（契約総額157,410,000円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）について、給食調理作業等に係る業務と給食材料等の調達に係る業務を一体とする内容の契約であるにもかかわらず、給食材料等の調達に係る業務の費用を予定価格及び契約金額に反映しないまま、入札及び契約を行っていた。

（福祉子どもみらい局 子ども自立生活支援センター P8）

- 庁舎警備業務委託契約（契約総額42,317,550円、契約期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）について、誤った業務従事時間が記載された仕様書を添付して入札を実施していた。また、変更設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても当該業務従事時間に基づき積算を行ったことなどにより、変更後の設計額（50,985,097円）が679,082円過大であった。

（福祉子どもみらい局 子ども自立生活支援センター P8）

- 令和7年度道路災害防除工事県単（その3）樹木管理業務委託（契約額75,792,200円、契約期間：令和7年4月1日から同年10月31日まで）の締結に当たり、契約日が同年4月2日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。

（県土整備局 県西土木事務所小田原土木センター P11）

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの

- (a) 支出事務において、民間救急患者移送代（4月15日分）1件、40,180円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
- (b) 契約事務において、令和7年度かながわDPA T研修及びかながわDPA T技能維持研修業務委託契約（契約額3,344,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
- (c) 庶務事務において、令和6年度確定労働保険料及び令和7年度概算労働保険料1件、2,373,760円について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に定められている期限までに申告及び納付を行っていなかった。

（健康医療局 精神保健福祉センター P10）

b 同一箇所同一の法律・規則違反が3件以上あったもの

(a) その他

歯科保健事業実施に伴う歯科衛生士への謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税3件、39,126円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

（健康医療局 平塚保健福祉事務所 P9）

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

(a) 財産

シュレッダー（価格399,000円）について、不用決定を行わないまま処分していた。

（教育委員会 光陵高等学校 P13）

(b) 行政監査

旧善行庁舎に保管していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器22台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。

（教育委員会 総合教育センター P13）

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし

(ロ) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
- b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
- c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
- d 業者等への支払の期限を6月以上超過しているもの
- e 上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの

いずれも該当なし

3 要改善事項

該当なし

4 箇所別の監査結果

監査した93か所のうち、不適切事項が認められた箇所は26か所であり、また、認められなかった箇所は67か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「2 不適切事項」の「(2) 特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

(1) 不適切事項が認められた箇所（26か所、36件）

ア 文化スポーツ観光局（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
パスポートセンター	令和8年2月20日（令和8年1月19日職員調査）	契約事務において、住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末の更新業務委託契約（契約額5,283,300円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

イ 環境農政局（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
横浜川崎地区農政事務所	令和8年4月22日（令和8年2月6日職員調査）	契約事務において、令和7年度国有農地等管理事業定期除草業務委託（県央地区）の設計額の積算に当たり、処分工について、当初設計に引き続き、変更設計においても刈草の処分料に係る消費税等を二重に計上したため、変更後の設計額（3,817,000円）が11,000円過大であった。
東部漁港事務所	令和8年4月21日（令和8年1月28日職員調査）	収入事務において、行政文書の写しの交付費用として領収した現金1件、180円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。

ウ 福祉子どもみらい局（2か所、5件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
子ども自立生活支援センター	令和8年2月16日（令和7年12月22日及び同月23日職員調査）	契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 消防設備保守点検契約（契約額1,520,200円）に係る令和7年7月分の支払額608,100円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するに

		もかかわらず、これを作成していなかった。 2 給食調理業務委託（契約総額157,410,000円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）について、給食調理作業等に係る業務と給食材料等の調達に係る業務を一体とする内容の契約であるにもかかわらず、給食材料等の調達に係る業務の費用を予定価格及び契約金額に反映しないまま、入札及び契約を行っていた。〔特記前出〕 3 庁舎警備業務委託契約（契約総額42,317,550円、契約期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）について、誤った業務従事時間が記載された仕様書を添付して入札を実施していた。また、変更設計額の積算に当たり、当初設計に引き続き、変更設計においても当該業務従事時間に基づき積算を行ったことなどにより、変更後の設計額（50,985,097円）が679,082円過大であった。〔特記前出〕
おいそ学園	令和8年4月15日（令和8年2月5日職員調査）	1 支出事務において、耐熱カップの購入代1件、5,280円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、神奈川県立おいそ学園洗濯業務委託契約（契約額3,828,000円）の入札に当たり、最低制限価格を設けることができる場合に該当しないにもかかわらず、これを設けていた。その結果、本来、最低の額（2,998,500円（税抜））をもって入札した業者と契約すべきところ、全ての入札参加者について最低制限価格を下回ったため失格としており、条件を変えずに実施した再度公告入札により、当初の入札額より高い金額で契約していた。

エ 健康医療局（5か所、8件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
平塚保健福祉事務所	令和8年3月3日（令和7	1 支出事務において、令和7年7月分から同年9月分までの雑誌購入代39,160円につ

	年12月8日及び同月9日職員調査)	いて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 歳計外現金事務において、歯科保健事業実施に伴う歯科衛生士への謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税3件、39,126円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。〔特記前出〕
小田原保健福祉事務所	令和8年4月23日（令和8年3月5日及び同月6日職員調査)	支出事務において、令和7年4月分の結核接触者健診診療報酬3,839円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。
厚木保健福祉事務所 大和センター	令和8年1月29日（令和7年12月8日及び同月9日職員調査)	契約事務において、精神保健福祉ケース会議における助言者謝礼金1件、32,000円について、履行確認が業務実施日から3月を超えて遅れていた。
煤ヶ谷診療所	令和8年2月4日（令和7年12月4日職員調査)	支出事務において、令和7年9月分の電話使用料11,410円について、支払期限までに支払を行っていなかった。
精神保健福祉センター	令和8年4月17日（令和8年1月8日職員調査)	1 支出事務において、民間救急患者移送代（4月15日分）1件、40,180円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕 2 契約事務において、令和7年度かながわD P A T研修及びかながわD P A T技能維持研修業務委託契約（契約額3,344,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。〔特記前出〕 3 庶務事務において、令和6年度確定労働保険料及び令和7年度概算労働保険料1件、2,373,760円について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に定められている期限までに申告及び納付を行っていなかった。〔特記前出〕

オ 産業労働局（１か所、１件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
西部総合職業技術校	令和８年４月 16日（令和８ 年２月３日及 び同月４日職 員調査）	支出事務において、高性能フィルター等の 購入代１件、841,720円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法律に定められて いる期限までに支払を行っていなかった。

カ 県土整備局（４か所、５件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
横須賀土木事務所	令和８年２月 20日（令和８ 年１月20日か ら同月22日ま で職員調査）	工事事務において、令和６年度急傾斜地崩 壊対策工事（ゼロ県債）その７の設計額の積 算に当たり、建設発生土の処分量について、 当初設計に引き続き、変更設計においても地 山土量を計上すべきところ、誤ってほぐし土 量を計上するなどしていたため、変更後の設 計額（65,593,000円）が220,000円過大であ った。
藤沢土木事務所	令和８年２月 6日（令和７ 年12月３日か ら同月５日ま で職員調査）	工事事務において、令和６年度交通安全施 設等整備工事県単（その１）の変更設計額の 積算に当たり、道路照明灯の建て替えに伴い 製作した多目的照明柱の費用について、共通 仮設費及び現場管理費は積算対象外であるに もかかわらず、これを含めていたため、変更 後の設計額（112,442,000円）が2,728,000円 過大であった。その結果、変更後の契約額 （101,197,800円）が2,455,200円過大であ った。〔特記前出〕
県西土木事務所	令和８年１月 29日（令和７ 年12月16日か ら同月18日ま で職員調査）	支出事務において、トラックタイヤ履き替 え代１件、49,500円について、政府契約の支 払遅延防止等に関する法律に定められている 期限までに支払を行っていなかった。
県西土木事務所小 田原土木センター	令和８年１月 29日（令和７ 年12月19日、 同月22日及び 同月23日職員 調査）	1 契約事務において、令和７年度道路災害 防除工事県単（その３）樹木管理業務委託 （契約額75,792,200円、契約期間：令和７ 年４月１日から同年10月31日まで）の締結 に当たり、契約日が同年４月２日であるに もかかわらず、契約の効力について遡及条 項を設けることなくその効力を遡及させて いた。〔特記前出〕 2 工事事務において、令和６年度災害復旧 工事公共災害復旧工事県単河川改修工事県 単合併ほか１件の変更設計額の積算に当た

		り、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計134,970,000円）が165,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計133,053,800円）が161,700円過小であった。〔特記前出〕
--	--	---

キ 企業庁（3か所、3件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
相模原水道営業所	令和8年3月12日（令和8年1月7日及び同月8日職員調査）	工事事務において、企相第1号相模原市中央区淵野辺4丁目4番付近配水管改良工事（概数設計）（ゼロ県債）公共の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（100,595,000円）が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（92,062,300円）が130,900円過小であった。〔特記前出〕
津久井水道営業所	令和8年4月6日（令和8年1月29日職員調査）	工事事務において、企津第22号相模原市緑区千木良1240番地付近配水管改良工事（概数設計）ほか2件の変更設計額の積算に当たり、発注年度の翌年度以降に建設発生土を受入地へ搬出する工事に係る建設発生土処分料について、搬出時点の受入単価を適用すべきところ、誤って発注年度の単価を適用していたため、変更後の設計額（計100,309,000円）が143,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（計92,237,200円）が132,000円過小であった。〔特記前出〕
大和水道営業所	令和8年3月27日（令和8年1月26日職員調査）	工事事務において、企大第20号大和市西鶴間2丁目10番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、道路の舗装工事に伴い一時的に撤去した基準点復元測量等の費用について、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に係る率計算は積算対象外であるにもかかわらず、これを含めていたため、変更後の設計額（96,195,000円）が671,000円過大であった。その結果、変更後

		の契約額（87,457,700円）が610,500円過大であった。〔特記前出〕
--	--	---

ク 教育委員会（7か所、10件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
県央教育事務所	令和8年4月6日（令和8年2月6日職員調査）	庶務事務において、スクールソーシャルワーカーに係る通勤手当相当分2名分、1,046円について、県立学校等第1号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき令和7年8月15日に支給すべきところ、同月19日に支給していた。
総合教育センター	令和8年4月24日（令和8年3月3日及び同月4日職員調査）	1 契約事務において、教師用指導書の購入契約（契約額582,560円）の締結に当たり、見積合せの実施において、同価格の見積書が提出されたことに伴い行ったくじ引きの判定結果が誤っていた。 2 事務事業の執行において、旧善行庁舎に保管していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である蛍光灯安定器22台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定められている期間内に処分の委託を行っていなかった。〔特記前出〕
鶴見高等学校	令和8年4月23日（令和8年1月13日職員調査）	契約事務において、令和7年度予算で執行する神奈川県立鶴見高等学校機械警備業務委託契約（契約総額1,815,000円、契約期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）について、会計局長通知に反し、令和6年度である令和7年3月12日に契約を締結していた。
光陵高等学校	令和8年4月21日（令和8年1月8日職員調査）	1 支出事務において、電話設備賃貸借契約（再リース）（契約額14,520円）に係る令和7年5月分の支払額1,210円について、契約に定める期限までに支払を行っていなかった。また、図書室図書購入代1件、170,992円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 財産管理事務において、シュレッダー（価格399,000円）について、不用決定を行わないまま処分していた。〔特記前出〕

横浜氷取沢高等学校	令和8年1月16日（令和7年12月3日職員調査）	支出事務において、ニュージーランド国際交流語学研修に伴う現地費用2件、6,440円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。
綾瀬高等学校	令和8年3月31日（令和7年12月12日職員調査）	1 支出事務において、ラインパウダーの購入代ほか2件（支払額計159,500円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、校内危険木伐採・剪定契約（契約額1,617,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
綾瀬西高等学校	令和8年1月22日（令和7年12月5日職員調査）	契約事務において、電話設備の賃貸借契約（契約額10,596円）について、契約の締結は令和7年4月30日に行っていたにもかかわらず、契約日を同月1日に遡っていた。

ケ 公安委員会（警察本部）（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
逗子警察署	令和8年3月3日（令和7年12月17日職員調査）	契約事務において、令和7年度桜山駐在所用地賃貸借契約（契約額656,832円、契約期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和7年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月14日に締結していた。

(2) 不適切事項が認められなかった箇所（67か所）

ア 政策局（2か所）

統計センター、公文書館

イ 総務局（4か所）

横浜県税事務所、神奈川県税事務所、平塚県税事務所、厚木県税事務所

ウ くらし安全防災局（3か所）

温泉地学研究所、総合防災センター、消防学校

エ 環境農政局（４か所）

かながわ農業アカデミー、県央家畜保健衛生所、湘南家畜保健衛生所、水産技術センター相模湾試験場

オ 福祉子どもみらい局（３か所）

かながわ男女共同参画センター、女性相談支援センター、中井やまゆり園（令和８年４月１日地方独立行政法人神奈川県立福祉機構へ移行）

カ 健康医療局（６か所）

平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、鎌倉保健福祉事務所、鎌倉保健福祉事務所三崎センター、小田原保健福祉事務所足柄上センター、厚木保健福祉事務所、衛生看護専門学校

キ 産業労働局（９か所）

計量検定所、かながわ労働センター、かながわ労働センター川崎支所、かながわ労働センター県央支所、かながわ労働センター湘南支所、産業技術短期大学校、東部総合職業技術校、東部総合職業技術校二俣川支所、神奈川障害者職業能力開発校

ク 県土整備局（２か所）

リニア中央新幹線推進事務所、城山ダム管理事務所

ケ 企業庁（２か所）

谷ヶ原浄水場、相模川水系ダム管理事務所

コ 教育委員会（18か所）

湘南三浦教育事務所、中教育事務所、県西教育事務所、金沢文庫、近代美術館、生命の星・地球博物館、田奈高等学校、麻生総合高等学校、横須賀南高等学校、小田原東高等学校、小田原城北工業高等学校、有馬高等学校、座間高等学校、相模向陽館高等学校、寒川高等学校、大井高等学校、岩戸支援学校、茅ヶ崎支援学校

サ 公安委員会（警察本部）（14か所）

港南警察署、港北警察署、多摩警察署、横須賀警察署、三崎警察署、葉山警察署、藤沢警察署、藤沢北警察署、茅ヶ崎警察署、平塚警察署、伊勢原警察署、厚木警察署、相模原南警察署、津久井警察署

神奈川県監査委員報告第12号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

令和8年7月13日

神奈川県議会議長 杉 本 透 様
 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県監査委員 大 吉 竹 准 一
 同 中 川 知 恵 子
 同 長 家 華 江
 同 近 藤 進 治
 同 輔

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所（県土整備局河川下水道部下水道課）

第5 監査実施日

令和8年4月10日（令和8年1月28日職員調査）

第6 監査の実施内容

県が業務を委託している公益財団法人神奈川県下水道公社で委託料を原資に取得した固定資産について、県へ譲渡されないまま、県が同公社へ貸し付けていることから、関係する本庁機関1か所において、臨時財務監査として、当該契約等の状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、本庁機関1か所において要改善事項が1件認められた。なお、不適切事項は認められなかった。

2 要改善事項

(1) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

ア 県からの委託料を原資に購入した固定資産の事務処理に関する件

流域下水道整備事務所（以下「整備事務所」という。）では、県が設置した県内4か所の下水処理場等の維持管理を公益財団法人神奈川県下水道公社（以下「公社」という。）へ委託しているが、公社が当該委託料を原資に購入した試験実験機器類等の固定資産20点について、公社が所有権を有している状態のまま、整備事務所が無償貸与を行うなど、事務処理が合理性を欠く事態となっていた。

整備事務所では、県が設置した県内4か所の下水処理場、市町公共下水道と下水処理場を結ぶ幹線管渠及びポンプ場施設等の維持管理の目的で、公社と流域下水道運転操作等維持管理業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結しており、令和6年度における委託料は6,558,892,107円となっている。そして、委託契約に係る契約書の雛形及びその内容について必要な事項を定めた神奈川県流域下水道運転操作等維持管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、県土整備局河川下水道部下水道課（以下「下水道課」という。）が作成している。

本件委託料は、毎月概算払により支払われており、公社は、年間の委託業務が完了したとき、翌年度の4月25日までに整備事務所に精算報告を行い、整備事務所は、その内容を確認し委託料の額を確定することが契約書で定められている。

本件委託料を原資に公社が購入した固定資産の所有権について、契約書によると、所有権は整備事務所に帰属するとされているが、所有権移転の時期は特定されておらず、委託業務の実施に必要な固定資産については、別途契約の上、公社に無償貸与するとされている。また、共通仕様書によると、公社が固定資産を購入した時は、2か月毎の購入分を翌月10日までに整備事務所に報告するとともに当該固定資産の貸付申請を行い、整備事務所は、この固定資産を公社に貸し付けるとされている。

そして、この契約書及び共通仕様書の規定に従い事務手続を行ったことにより、公社が委託料を原資に購入した固定資産について、公社から整備事務所への譲渡手続を経ることなく、公社が所有権を有している状態のまま、整備事務所が公社へ無償貸与を行うという合理性を欠く事態となっていた。

また、契約書及び共通仕様書の規定により、委託契約の精算前に当該固定資産の無償貸与を行う必要が生じることから、整備事務所では、公社が令和6年10月に購入した試験実験機器類等の固定資産20点（台帳価格10,150,000円）について、同年12月25日に、取得する固定資産の科目である備品として借方勘定に、相手方勘定として建設仮勘定を貸方勘定に計上し、精算時には借方勘定へ同額を建設仮勘定として計上しており、こうした取引では用いない建設仮勘定を通常取引とは逆の順序で計上するという経理処理となっていた。この結果、期中において、計上されていない資産（建設仮勘定）の減が生じるため、科目残高が負の数値で表示され、実

態とは異なり、かつ、合理性を欠く資産科目が計上される事態となっていた。

したがって、こうした事態を解消し、委託料を原資に購入した固定資産の取得及び経理処理が適正なものとなるよう、期中は善良なる管理者の注意義務のもとで会社が当該固定資産を管理し、委託業務の完了後の精算処理と併せて整備事務所がこの固定資産の無償譲渡を受けることとするなど、契約書及び共通仕様書の規定を改善する必要がある。